

北広島町告示第 107 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定によって、令和 9 年度及び令和 10 年度において、町が発注する物品、役務及び修繕の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査（以下「資格審査」という。）に係る申請手続等について次のとおり定める。

令和 8 年 10 月 1 日

北広島町長 箕 野 博 司

1. 入札参加資格

次に掲げる事項を総合的に審査する。

- (1) 入札参加資格の審査申請書の提出日（以下「申請書提出日」という。）の前日までの営業年数
- (2) 申請書提出日の属する事業年度の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては直前決算時における資本金額に準備金及び積立金を加えた額に余剰（欠損）金処分の額を加えた額とし、個人にあつては元入金との額とする。）
- (3) 申請書提出日の前日における従業員数
- (4) 直前決算日における流動比率
- (5) 令和 7 年度及び令和 8 年度における国または地方公共団体との物品・役務等の契約状況

2. 資格審査の申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査に係る申請を行うことができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 営業に関して法令等により許可、資格、届出等が義務づけられているもので、その許可等を有していない者
- (3) 資格審査の申請時に「消費税、地方消費税」及び「北広島町税」の滞納がある者（滞納があることに正当な理由があるものを除く。）
- (4) 資格審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は北広島町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から 24 か月を経過している者を除く。

3. 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、原則、インターネットを利用した電子申請を使用して申請（以下、「電子申請」という。）を行うものとする。ただし、北広島町内に本店、本社、又は支店、支社あるいは営業所を有する者（以下、「町内業者」という。）に限り、窓口における申請（以下、「窓口申請」という。）ができるものとする。

(1) 電子申請

ア. 申請方法

別表 1 に掲げる提出書類の電磁的記録を次に掲げるインターネット専用サイトにアップロードする方法により申請を行うものとする。

イ. 申請期間

令和 8 年 11 月 1 日（日）から令和 8 年 11 月 30 日（月）までとし、その経過後は町長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

ウ. インターネット専用サイト

<https://bid-entry.com/>

(2) 窓口申請

ア. 申請方法

別表 2 に掲げる提出書類を次に掲げる提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により申請を行うものとする。

イ. 申請期間

令和 8 年 11 月 2 日（月）から令和 8 年 11 月 30 日（月）までとし、その経過後は町長が特に必要と認める場合を除き、申請を受け付けない。

期日までの消印有効とする。

ウ. 提出先

〒731-1595

広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町役場 財政政策課 政策契約係

(3) 追加申請期間

町長が必要と認めるときは、随時行うことができるものとする。

4. 受付票の交付

資格審査の申請をした者に対しては、特に受付票を交付しない。ただし、前記 3 (2) に定めるところにより資格審査の申請をした者で、当該申請に「返信用切手を貼付した封筒」又は「はがき」を同封した者に限り、受付票を交付する。

5. 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、資格審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告を

し、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 9 年度及び令和 10 年度において再び資格審査の申請をすることができない。また、令和 11 年度以降についても、その取消しの日から 24 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

6. 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和 11 年 3 月 31 日まで有効とする。

7. その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表 1（当初申請：電子申請）

1. 法人の場合

資格審査申請に係る提出書類		【電子申請】 提出の要否
1	入札参加資格審査申請書【物品・役務・修繕】	○
2	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したものの。）	△
3	使用印鑑届 ※入札・契約締結等に使用する印鑑を押印すること。なお、代表者印と会社印の両方を使用する場合は、その両方を押印すること。	○
4	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○
5	登録・許可等を証する書面（北広島町との取引を希望する契約種目・取扱品目にかかる営業に関して、法令で定められた登録や許可等を得たことを証する書面）	△
6	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	○
7	国税納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号その 3 の 3（※「消費税及び地方消費税」に係るもの））	○
8	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要なし。	△

（○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注 1 提出書類は、第 3（1）ウに記載するインターネット専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注 2 第 4 項、第 7 項、第 8 項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものであること。

注 3 第 6 項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度にかかるものであること。

2. 個人の場合

資格審査申請に係る提出書類		【電子申請】 提出の可否
1	入札参加資格審査申請書【物品・役務・修繕】	○
2	使用印鑑届 ※入札・契約締結等に使用する印鑑を押印すること。	○
3	身分証明書（本籍地のある市区町村で取得したもの。）	○
4	登録・許可等を証する書面（北広島町との取引を希望する契約種目・取扱品目にかかる営業に関して、法令で定められた登録や許可等を得たことを証する書面）	△
5	・青色申告者は、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書） ・白色申告者は、確定申告書又は収支内訳書 ・権利能力なき社団は、団体の財務諸表	○
6	国税納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号その 3 の 2（※「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に係るもの））	○
7	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要なし。	△

（○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注 1 提出書類は、第 3（1）ウに記載するインターネット専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注 2 第 3 項、第 6 項、第 7 項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものであること。

注 3 第 5 項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度にかかるものであること。

別表 2（当初申請：窓口申請）

1. 法人の場合

資格審査申請に係る提出書類		様式番号	【窓口申請】 提出の可否
1	入札参加資格審査申請書（物品・役務・修繕）	様式第 1 号	○
2	営業所一覧表 ※契約権限を委任しない場合は提出不用。	様式第 2 号	△
3	契約種目一覧表（その 1～その 4）	様式第 3 号	○
4	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの。）	様式第 4 号	△
5	使用印鑑届 ※入札・契約締結等に使用する印鑑を押印すること。なお、代表者印と会社印の両方を使用する場合は、その両方を押印すること。	様式第 5 号	○
6	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）又はその写し ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要なし。	—	△
7	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）又はその写し	—	○
8	登録・許可等を証する書面（北広島町との取引を希望する契約種目・取扱品目にかかる営業に関して、法令で定められた登録や許可等を得たことを証する書面）の写し	—	△
9	財務諸表（貸借対照表、損益計算書）	—	○
10	国税納税証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号その 3 の 3（※「消費税及び地方消費税」に係るもの））又はその写し	—	○
11	提出書類確認票	—	○

（○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注 1 第 6 項、第 7 項、第 10 項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものであること。

注 2 第 9 項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度にかかるものであること。

2. 個人の場合

資格審査申請に係る提出書類		様式番号	【窓口申請】 提出の要否
1	入札参加資格審査申請書（物品・役務・修繕）	様式第1号	○
2	契約種目一覧表（その1～その4）	様式第3号	○
3	使用印鑑届 ※入札・契約締結等に使用する印鑑を押印すること。	様式第5号	○
4	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）又はその写し ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要なし。	—	△
5	身分証明書（本籍地のある市区町村で取得したもの。）又はその写し	—	○
6	登録・許可等を証する書面（北広島町との取引を希望する契約種目・取扱品目にかかる営業に関して、法令で定められた登録や許可等を得たことを証する書面）の写し	—	△
7	・青色申告者は、青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し ・白色申告者は、確定申告書又は収支内訳書の写し ・権利能力なき社団は、団体の財務諸表の写し	—	○
8	国税納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3の2（※「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」に係るもの））又はその写し	—	○
9	提出書類確認票	—	○

（○印は、提出が必要なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。）

注1 第4項、第5項、第8項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。

注2 第7項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度にかかるものであること。